



# 人権だより

【問合せ先】 桂川町人権センター ☎65・1187



山路敦子 館長

## 人権・同和問題地域懇談会

10月から実施している「第47回人権・同和問題地域懇談会」も残すところ、11月5日(日)に実施される2行政区となりました。多くの方にご参加いただきありがとうございます。

今年度の地域懇談会では「イマジネーション 想う つながる 一歩ふみだす」という映像を視聴しました。その後の懇談会ではたくさんのご意見を頂き、みなさんと一緒に人権・同和問題について考えることができました。

ある行政区の懇談会で出たやり取りです。「7月に行われた市民講座で講師が『ピーカーの底の泥』の話をされたが、ピーカーの底に溜まった泥が正しく『差別』だと言われました。泥が溜まったピーカーをかき混ぜると差別が見えてくると言われたが、かき混ぜるとはどういうことなのでしょうか」との問いかけがありました。「それは、地域懇談会で、みなさんと共に話し合うという事だと思います」と答えたところ「その通りだと思います」と嬉しいお返事が返って来ました。市民講座での話がここでも活かされていることは、地域懇談会も含め、大変意義のあるものだと思えました。

平成28年に、人権に関する3つの法律が施行された事も、資料を配布し報告しました。この法律を、私たち一人ひとりがしっかりと受け止め、人権文化の町づくりができる「けいせん」でありたいと思っています。

## 人権に関する3つの法律が施行されました。

### 障害者差別解消法

車いすの人が自力で飛行機に乗ったよね。  
障がい者への合理的配慮が必要なんだよね！



※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）

役所や、会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア（障壁）を取り除いてほしいと伝えられたとき負担が重過ぎない範囲で対応することが求められています。

互いのその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指しましょう。



### ヘイトスピーチ解消法

特定の国の人々を排除するための活動に  
会場を貸すことは出来ないよ！！



※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（平成 28 年 6 月 3 日施行）

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

### 部落差別解消推進法

国が「部落差別は存在する」と  
法律として認めたんだね！！



※ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日施行）

いまだに残る部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することがこの法の目的です。

また、インターネットの普及とともに、部落差別を助長するような悪意に満ちた情報が書き込まれるなどもあり、部落差別を解消し一人ひとりが大切にされる社会の実現が望めます。

そのため国は、部落差別解消のために次の3点を取り組むことを明記しています。

- ① 相談体制の充実
- ② 教育・啓発
- ③ 実態調査